

令和6年9月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和6年9月19日午後4時30分

場 所 高浜市議場

議事日程

（日程追加）

日程第1 議案第66号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第9回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋 本 友 樹	2番	荒 川 義 孝
3番	神 谷 直 子	4番	杉 浦 康 憲
5番	野々山 啓	6番	今 原 ゆかり
8番	岡 田 公 作	9番	長谷川 広 昌
10番	北 川 広 人	11番	鈴 木 勝 彦
12番	柴 口 征 寛	13番	倉 田 利 奈
14番	黒 川 美 克		

欠席議員

7番 福 岡 里 香

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	木 村 忠 好
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	久 世 直 子
財務グループリーダー	本 多 征 樹
市 民 部 長	岡 島 正 明
福 祉 部 長	磯 村 和 志
こども未来部長	磯 村 順 司
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 査	森 本 将 史
主 任	立 花 容史枝

議事の経過

○議長（杉浦康憲） それではただいまより、令和6年9月定例会第5日目を開会いたします。

午後4時30分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は13名であります。よって、これより会議を開きます。
初めに、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、本会議開催に先立ち、委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より議案第66号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第9回）が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

本定例会が円滑に進行できますよう、皆様方の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。
以上で報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 本日の議事日程は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、議案第66号を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおりといたします。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 議案第66号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第9回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第66号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第9回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ67万1,000円を追加し、補正後の予算総額を189億6,599万5,000円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款4項1目選挙管理委員会費は、衆議院の解散に伴う選挙が、想定される最も早い日の10月27日に執行される場合に備え、事前の準備として最低限必要な、高浜市の仕様による入場券の印刷及び投開票機器の調整に係る経費を計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款項目節をお示しいたきますようお願いいたします。

11番、鈴木勝彦議員。

○11番（鈴木勝彦） 今の説明、2款4項で選挙費ですね。67万1,000円計上されておりました……

○議長（杉浦康憲） 鈴木議員、起立でお願いします。

○11番（鈴木勝彦） 起立ですか、すみません。

じゃ、質問させていただきます。

今の説明でありますけれども、自民党の総裁選挙ということで、今9名の方が論じておられます。その中の候補者の中に、最短距離で解散するというような発言をされている候補者もおみえになるということでもあります。そのために今回その対応をされるということでもありますけれども、もし、これがその最短ではなくて、2か月、3か月、あるいは任期満了まで延びたとしたらば、この印刷製本費、あるいは投開票の機器の手数料というものはどうなるのか。キャンセルが出るのか、改めて調整手数料が出るのか、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） もし解散しない場合ですとか、遅くなったりした場合、結局この予算はどうなるのかという御質問でございましたが、こちら、入場券の印刷と投開票機器の調整手数料、これを上げてございます。

こちらの入場券につきましては、私ども高浜市仕様では、印刷したものにのりをつけて、圧着して発送するという形を取っております。入場券につきましては、遅くなってしまうという

場合は、解散しない場合はもちろんですけども、こののりなどが使えなくなってしまうということから、解散しない場合については、もう執行経費としても認められないということになりますので、市の一般会計の持ち出しとなってしまいます。

ただ、投開票機器の調整につきましては、年内であれば、今回の調整で衆議院の選挙用に使える状態となりますので、年度内に選挙の執行があれば、それに応じて請求され、解散しない場合は請求されないという形になります。

もし解散されないというような場合、これは入場券の印刷費用、これが市の持ち出しになります。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので。

〔「議長、13番。」と発言する者あり〕

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） お聞きしたいと思います。

今、入場券の印刷ということなんですけれども、入場券の印刷になると、これ日付とかも多分入ってくることになるので、いわゆる解散が決まって公示というんですか、それが決まってからじゃないとこれ印刷できないと思うんですけれども、そうなってくると、今10月27日に備えということで、10月27日を目指しているということになると、なぜこのタイミングでやらなきゃいけないのかというのが、ちょっとそこがよく分からないので、スケジュールをお示しいただきたいのと、あと、今回まだ決まっていなかったことに対する予算計上ということになります。それに対しての市の考え方についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 印刷につきましては、確かにうちの入場券、日付なども入る、10月27日執行なので、なぜ今やるのかという御質問であったと思います。

スケジュールといたしましては、ただ、入場券というのは10月27日に使うというようなものではなくて、実は、入場券は当日だけ使うというものではなくて、その11日前から始まる期日前投票でも使用されるものになりまして、早期に有権者に届ける必要があるものになります。例えば、公選法の施行令第31条第1項でも、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、選挙の期日の公示または告示の日以後できるだけ速やかに、選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならないとございます。ですので、私たちが目指しているのが、10月27日ではなくて、告示の日と思われる10月15日であるというところで御理解いただければと思っております。

また、解散されるかされないか分からない状態での予算計上ということでございますけれども、解散されるかされないかということ、私ども本当に分からない、また、日程も本当に分からない

というところでございます。

ただし、もしも選挙が行われるのであれば、必ずこれは問題ないように執行ができるようにしていかなければならないものでございます。その中でも、特に入場券ですとか、この投開票機器の調整、これは必ず必要なものになりますので、計上させていただいておる次第でございます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） すみません、今、リーダーの答えにちょっと補足をさせていただきますと、今回入場券はまず、入場券の枠のところを印刷するとのりづけをします。その後、多分散がもしあったとしたときに、これが、じゃ、いつ選挙やるかと表明されるのが、多分10月の下旬ぐらいになろうかと思います。それが今、ちょっと想定されているのが10月27日ですとか11月10日が想定されていますが、その表明があった時点で、実際その後投票、選挙人の方のお名前とかを印字していきますけれども、それと併せて日付も入れるような形になりますので、今すぐその日付を入場券として印刷するわけではないものですから、それは決まってから印刷すると。

当然、10月27日が選挙となったときには、10月15日、これが公示日になります。その日に郵便局に持ち込む。これまでも、選挙の公示日ですとか告示日に入場券は郵便局に持ち込んでおりましたが、そこに持ち込もうとしたときには、もうこのタイミングで予算を御可決いただかないと、入場券が作成できないと。ですので、例えば10月3日の、もともと9月定例会の最終日とかに御可決いただいたとなると、もう10月27日ですと、その選挙日が終わってから入場券が市民の方に届いてしまうような、そんなことは絶対に避けないといけないということがございますので、まだ決まっていないますけれども、そのリスクよりもこっちのリスクのほうが低いだろという判断の下、今回上げさせていただいていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 準備が必要ということは理解するんですけども、公示が例えば、今の話だと一番早くて10月15日というお話がありました。今、印刷はすごいめちゃくちゃ早くできるんですけども、印刷に係る日程とかスケジュール感をちょっと教えていただきたいんですけども、なぜかという、やはり今回の日程の追加というのが、今日上程されて、今日議決というのは、ちょっと私びっくりしちゃったというか、これどうなのかなと思っております。せめて来週ぐらいに議決というか、日程を入れていただくとかできなかったのかなというところもでございます。やはり、必要経費は分かるんですけども、審議する時間というのが本当になかったという状況がございますので、やはりそういう面でも、今日やらなきゃいけなかったというところがなかなか私は理解できなかったものですから、10月15日ということだと、じゃ、いつこれ印刷に入られて、いつ出来上がってというところのスケジュール、今日議決これでされれば、今日から予算を執行できるわけですので、そうすると10月15日というのは約1か月近くあるのかなと思うので、その間のスケジュールを教えていただきたいと思います。

あと、決まっていなかったことに対する予算が、今回補正予算が上げられるということが、ちょっと私も時間がなくて調べられなかったんですけども、何かあれば教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） まず、入場券の印刷の、先ほど言いました日付ですとか、投票される方のお名前とか全部印字するので、完成するまでに、業者ともいろいろ話をした中、最低少なくとも完成までに3週間かかります。これはもう一番最短で3週間と言われました。

当然、まずさっき言った枠を印刷して、のりづけをします。ある程度のが乾いて、そこから実際選挙日が決まってから、さっき言った日付ですとか印字を打ちます。3週間後に納品がされます。その中でまた、選挙管理委員会の事務局のほうでも、例えばお亡くなりになられた方ですとか抜き差しとか、転出された方の住所が変わっているとか、そういった方の部分についてはそのまま送るわけにはいかないものですから、そういった処理も行わないといけないです。そういうのをやった中で郵便局に持ち込めるのが、今日御可決いただいて、最短で10月15日の告示日だろうと。

だから、それぐらい切羽詰まっているというような中で、もし今回今日御可決いただけなかった場合には、先ほども申しましたように、もう入場券が市民の方に届かなくなります。もし10月27日に選挙が行われるようになった場合には届きません。そうなった場合には、市民の方に一番御迷惑をかけます。投票所に来ていただいても、まず入場券がない状態で投票していただくということは、その都度入場券を作っていただいて、システム上でそこで手入力して、すぐお待ちいただかないといけない。そんな状況には絶対したくないという思いがございます。そのためには、今日絶対にもう御可決いただかないと間に合いません。もう解散がなくて、入場券ですので24万8,000円ですね、この分一般財源で持ち出しをしないといけなくなっても、それはもう致し方ないというふう考えた上での予算計上ですので、ぜひ御理解いただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

10番、北川広人議員。

○10番（北川広人） 今、印刷の話は、総務部長からしっかり聞きましたけれども、もう一つ、この投開票機器は、これもう多分全国で1社ぐらいしか扱っていないような、多分選挙用の集票機だとか計算機ですか、ああいったものだと思います。これも当然早く押さえないと、多分取り合いになると思うんですよね、全国的な選挙になりますので。それも含めてという理解でいいかどうかということと、それから、もし今、議会開催中でなければ、これは専決処分でやるという選択だったと思いますけれども、それもそれでそういう理解で、議会中だから専決ではいかんということで、あえて追加議案として上程したという理解でいいか、そこだけちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） そうですね、まず、投開票機器につきましても、実は1社ではなくて2社がまず独占的な業者になっています。その2社が、多分全国の各自治体の投開票機器、例えば投票用紙の交付機ですとか、開票における分類ですね、をやる機器、そういったものの点検を、全国の自治体をやっていないといけない中で、もし10月27日に投開票日になるといった場合には、もうその業者を本当に早くから入れていかないと予定がつかないというような、間に合わないというところの中で、高浜市は10月2日にもう点検をするというような、調整の中でそういう話にもなっております。

点検をしないという選択肢もないわけではないんですが、しないことによって、例えば投票用紙の交付機が投票所で故障した、期日前投票で故障した、それでもやっぱり市民の方にすごく御迷惑おかけする。また、開票での分類機が故障しますと、それによってもう開票時間が大幅に延びてしまうというのが、そういうようなリスクがとても大きいものですから、だから今、北川議員言われるように、それも含めて今回御可決をお願いしたいというものでございます。

もう一点、今これ9月議会の会期中でございます。ですので、北川議員言われるように、第179条専決で、後で議会の承認を得るといような判断もあります。もう一個は、予備費充用という判断もございます。でも、いずれにしましても、9月議会の会期中でございますので、それはとてもやっぱり、議会の開催日を増やしていただいても、議会で御可決いただきたいと、いただいたほうがいいだろうという判断の下、上程したものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 1点だけお聞かせください。

よその市の状況もうちのと同じだと思うんですけども、よそのところの状況は把握しているのかどうか、その点だけお答えください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 他市でこのような補正予算を緊急に上程するところがあるかどうか、これについては把握いたしておりません。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 今回、衆議院選挙ということで出てきたんですけども、前回3年前だったと思うんですが、私この場にはいなかったのであれなんですけれども、それでちょっと聞きたいのが、前回の衆議院選挙のときはどういう対応をされたのかということをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 前回も、これは令和３年のときでした。確かに、解散から選挙の日まで、多分17日か18日ぐらいしかなかったと思います。ただ、前回は、ちょうど衆議院議員の任期満了の年でしたので、当初予算からもう予算を計上しておりましたので、このような対応をしなくてもよかったということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第66号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第66号 令和６年度高浜市一般会計補正予算（第９回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会開催により、この会議終了後から10月２日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、この会議終了後から10月２日までを休会することに決定いたしました。

では、再開は10月3日午前10時であります。

本日はこれをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後4時52分散会
